

(趣旨)

第1条 この告示は、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援拠点事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 子育てに関する相談及び援助の実施
- (3) 子育てサークルの育成及び支援
- (4) 子育てに関する情報の提供
- (5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、地域の子育て家庭に対する育児支援で必要と認められるもの

(実施施設)

第3条 事業は、市長が指定する保育所等において実施する。

(実施日数及び時間)

第4条 事業を行う日数は、週3日以上とする。

2 事業を行う時間は、1日5時間以上とする。

3 事業は、子育て家庭が利用しやすい時間帯に行うものとする。

(休業日)

第5条 事業を行わない日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日([前号](#)に掲げる日を除く。)

(配置職員)

第6条 事業を実施する施設には、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のものを2人以上配置するものとする。

(実績報告)

第7条 事業を実施する施設ごとに、毎年度の事業の完了後1か月以内に新座市地域子育て支援拠点事業実績報告書を作成しなければならない。

(帳簿等の整備)

第8条 [次条](#)の規定により委託を受けた者は、当該委託事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を委託事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(委託)

第9条 事業の運営は、社会福祉法人等に委託することができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、[様式](#)の作成その他の事業の実施に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年告示第82号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年告示第121号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第314号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年告示第71号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第92号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第507号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第114号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第84号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。